

重要なお知らせ

自動車特定整備事業者のみなさまへ
指定自動車整備事業者のみなさまへ

令和3年度『整備主任者（法令）研修』『自動車検査員研修』の 研修実施方法をお知らせします！

平素は、国土交通行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の増加や感染力の高い新たな変異株が確認されている状況です。例年、集合形式による『整備主任者（法令）研修』及び『自動車検査員研修』を実施させていただいているところですが、感染防止対策として、令和3年度の『整備主任者（法令）研修』及び『自動車検査員研修』については、下記のとおり実施することとします。

なお、研修を受講した結果を報告した整備主任者又は自動車検査員は、令和3年度の整備主任者（法令）研修又は自動車検査員研修が受講済みとなります。

整備事業者の皆さまには、突然の研修方法変更に伴いご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願いします。

記

1. 実施時期

令和3年10月5日（火）から令和4年3月31日（木）

2. 研修方法

下欄の資料・教材を用いた事業者の管理の下、各自で学習する自主学習方式

整備主任者（法令）研修

- ・自動車特定整備事業・業務資料（令和3年度版）
- ・近畿運輸局作成の映像等視聴覚教材

自動車検査員研修

- ・自動車特定整備事業・業務資料（令和3年度版）
- ・自動車検査員業務資料（令和3年度版）
- ・近畿運輸局作成の映像等視聴覚教材

※資料・教材、受講結果報告書及び報告方法については次の場所に掲載します。

掲載場所はこちら↓↓↓（令和3年10月5日に掲載）

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/shaken/seibika/R3seibijigyokenshuu.html>



3. 自主学習による研修受講結果の報告

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、所属している全ての整備主任者又は自動車検査員が自主学習により研修を受講したことを受講結果報告書に取りまとめ、**研修受講後速やかに奈良県自動車整備振興会に報告が必要となります。**

なお、研修受講結果の報告期限は、令和4年3月31日（木）までとします。

令和3年9月

奈良運輸支局長

お問合せ先：奈良運輸支局検査・整備・保安部門 TEL 0743-59-2153